

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月6日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	岐阜県
3. 市区町村名	本巣市
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	37-1-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.city.motosu.lg.jp/life/jouhou/tokutei_kojinjoho/

執行機関名 本巣市教育委員会

知事等(教育委員会)が行う特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務(負担金に係る事務)以外の事務であって、地方公共団体においてこれと同様に個人番号を利用する事務(補助金に係る事務)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のための必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの	本巣市特別支援教育就学奨励費支給要綱(平成25年本巣市教育委員会告示第7号)による就学奨励費の支給等に関する事務
②番号法別表第1の項	26	
③番号法別表第2の項	37	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		本巣市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則 別表第1 第2の項 本巣市特別支援教育就学奨励費支給要綱(平成25年本巣市教育委員会告示第7号)による就学奨励費の支給等に関する事務
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	特別支援学校への就学奨励に関する法律	本巣市特別支援教育就学奨励費支給要綱(平成25年本巣市教育委員会告示第7号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、教育の機会均等の趣旨に則り、かつ、特別支援学校への就学の特殊事情にかんがみ、国及び地方公共団体が特別支援学校に就学する児童又は生徒について行う必要な援助を規定し、もつて特別支援学校における教育の普及奨励を図ることを目的とする	第1条 この告示は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第81条の規定による小学校又は中学校の特別支援学級(以下「特別支援学級」という。)に就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、特別支援教育就学奨励費(以下「就学奨励費」という。)を支給することについて、必要な事項を定めるものとする
⑦独自利用事務の関連規範		本巣市特別支援教育就学奨励費支給要綱(平成25年本巣市教育委員会告示第7号)について審査に関する事務

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 23 条 項 号	本巢市特別支援教育就学奨励費支給要綱(平成25年本巢市教育委員会告示第7号)第2条
②事務の内容	特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和二十九年六月一日法律第百四十四号)第2条の特別支援学校への就学支援金の受給資格の認定の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者に対し、学用品費等の一部助成に係る事実について <u>審査に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 23 条 項 1 号	本巢市特別支援教育就学奨励費支給要綱第3条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	特別支援学校への就学奨励に関する法律第二条第一項の保護者等若しくは当該当該保護者等と同一の世帯に属する者(次号において「保護者等」という。)に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報	保護者等若しくは当該保護者等と同一の世帯に属する者の市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 23 条 項 2 号	本巢市特別支援教育就学奨励費支給要綱第2条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	保護者等に係る住民票に記載された住民票関係情報	保護者等若しくは当該保護者等と同一の世帯に属する者の住民票に関する情報
備考		